

第1 交通事故防止対策の推進

1 交通死亡事故抑止対策の推進

(1) 年間対策

交通死亡事故の特徴を捉えた総合的な交通死亡事故抑止対策として、

高齢者の交通事故防止

交通マナーアップ対策

運転者対策、特に青少年運転者の交通事故防止活動の推進

子どもの交通事故防止対策の推進

多彩な広報・啓発活動の推進

自治体及び民間ボランティア等が行う交通安全活動の促進

の6項目を重点に、

安全・安心シルバーサポート事業

高齢者交通事故防止総合対策「シルバーサポート2006作戦」

飲酒運転防止の意識高揚を図る交通安全教育及び広報・啓発活動

交通安全の日における広報・街頭活動

茨城県交通安全県民運動との連携

シートベルト・チャイルドシート着用向上の広報・啓発活動

などの対策を関係機関・団体と推進した。

(2) 季節の特徴等を捉えた重点広報

年間対策を効果的に推進するため、各季ごとの特徴を捉えた重点広報を実施した。

路面凍結によるスリップ事故防止の広報（1～2月、12月）

就職、進学時期を捉えた事故防止の広報（3月）

新入学期を捉えた事故防止の広報（4月）

ゴールデンウィーク等行楽期を捉えた事故防止の広報（5月）

降雨時の事故防止の広報（6月）

交通マナーアップに関する広報（7月）

ライトの早め点灯、薄暮時の事故防止の広報（10月）

シートベルト・チャイルドシート着用に関する広報（2月、4月、8月、10月）

各季交通安全運動時の広報（4月、7～8月、9月、12月）

2 交通安全運動の推進

(1) 交通安全県民運動の推進

茨城県交通安全対策協議会の主唱により、「待つ心 ゆずる気持ちで なくす事故」をスローガンに、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚と思いやり・譲り合いの精神を醸成し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、安全かつ円滑・快適な交通社会を実現するため、次の5項目を重点に関係機関・団体との緊密な連携のもとに交通安全運動を展開した。

高齢者の交通事故防止

シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

飲酒運転の追放

青少年運転者の交通事故防止

子どもの交通事故防止

(2) 各季交通安全運動の推進

全国交通安全運動及び県独自の交通事故防止県民運動等、各季の交通安全運動を通じて県民の交通安全意識の高揚を図った。

春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）

暴走族追放強調運動（6月中）

夏の交通事故防止県民運動（7月20日～8月20日）

高齢者の交通事故防止強調運動（9月1日～9月20日）

秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）

年末の交通事故防止県民運動（12月中）

3 交通マナーアップ対策の推進

(1) 茨城県交通安全協会、茨城県運輸関係団体と連携し、模範的な交通マナーを実践するドライバーによる「第2回マナーリーダー車」制度を運用し、一般ドライバー等に対するマナーアップ広報を実施した。

(2) 茨城県トラック協会と連携し、「プロドライバー交通モニター制度」を創設し、同協会傘下事業所のプロドライバー1,000人による模範運転の実践により他のドライバーの交通マナーアップを図った。

(3) 茨城県交通安全協会と連携し、茨城弁交通安全川柳コンテストを実施し、優秀作品を使用した「日めくりカレンダー」やチラシ、ポスターによる広報・啓発を実施した。

(4) 「交通安全の日」及び各季交通安全運動期間中における交通マナーアップキャンペーン等を実施した。

4 飲酒運転追放対策の推進

(1) 酒酔い状態を疑似体験できる「酒酔い体験ゴーグル」を活用した講習会等を開催し、効果的な飲酒運転防止教育を推進した。

(2) 関係機関・団体と連携し、酒類提供飲食店を訪問しての指導と飲酒運転追放対策の取組を働き掛けた。

(3) 自治体や地域、事業所単位での「飲酒運転追放宣言」決議を働き掛け、地域ぐるみでの飲酒運転追放意識の高揚を図った。

5 実践的な交通安全教育の推進

(1) 子どもに対する交通安全教育

幼児及び小・中学生に対し、県教育庁、市町村、学校と連携して、安全な道路の横断方法及び正しい自転車の乗り方を重点とする交通安全教育を実施した。

（実施回数：1,400回、190,137人）

(2) 青少年運転者に対する交通安全教育

進学、就職等の時期を捉え、学校や関係機関・団体と連携して普通免許を取得できる年齢に達する高校生に対し、交通安全教育を実施し交通安全意識の啓発を図った。

また、高等学校、交通安全協会、安全運転管理者協議会と連携し、安全運転講習会や二輪車教室を通じて安全意識の啓発や運転技術の向上に重点を置いた交通安全教育を実施した。

高校生に対する実技型交通安全教室（実施回数：124回、37,117人）

事業所等の青少年に対する交通安全講習会（実施回数：58回、4,234人）

(3) 高齢者に対する交通安全教育

市町村、交通安全協会及び老人クラブ連合会等と連携して、参加・体験型の交通安全教育を実施するとともに、反射材の普及促進に努めた。

「高齢歩行者教育システム」を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施した。

高齢者に対する交通安全教室（実施回数：757回、48,127人）

うち高齢歩行者教育システム活用の安全教室（実施回数：29回、1,816人）

(4) 外国人に対する交通安全教育

日本の交通ルールを英語、韓国語、中国語、スペイン語及びポルトガル語の5か国語で解説した「交通安全マニュアル」を活用し、外国人に対する交通安全教育に努めた。（実施回数：47回、1,184人）

(5) 安全運転競技会の開催

関係機関・団体と連携し、交通安全意識の高揚と運転技能の向上を目的に、各種安全運転競技会を開催した。

第35回二輪車安全運転茨城県大会（6月3日）

第43回交通安全子ども自転車競技茨城県大会（7月6日）

第30回トラック運転技能競技会（9月2日）

第4回交通安全高齢者自転車競技茨城県大会（10月27日）

第17回茨城県安全運転競技大会（11月4日）

(6) 交通安全アドバイザー制度の運用

ア 警察本部長が5事業所、20名の観光バスガイドを「交通安全アドバイザー」に委嘱し、子どもや高齢者等の乗客に交通安全教育を実施した。

イ 高齢者と接する機会の多い医療関係者や民生委員、老人クラブ関係者等1,582名を交通安全アドバイザーとして委嘱（警察署長等）して、日常の活動の中で高齢者にワンポイントアドバイス等の交通安全指導を実施した。

6 広報・啓発活動の推進

(1) チラシ等による広報活動の実施

チラシ等による広報のほか、幹線道路30か所に横断幕を掲示しての広報啓発活動を実施した。

(2) 交通安全情報配信サービス等の実施

市町村や小・中学校、高校等約1,200の関係機関に、交通安全資料や交通事故分析資料を電子メールにより配信したほか、ホームページを利用した情報提供を実施した。

(3) ラジオ放送や県警へりによる広報活動の実施

IBSラジオの「ラジオ県だより」、「こちら110番」及び「スポット放送」による広報のほか、県警へりによる広報活動を実施した。

7 自治体に対する働き掛けの強化

(1) 大好き いばらき 交通ルールバディ運動の推進

県内の主要企業、団体、行政機関からなる「大好きいばらき県民会議」が主体となり、全県下において高齢者の交通事故防止、飲酒運転の追放、シートベルト着用運動

等を実施した。

(2) 自治体への警察官の出向

水戸市、牛久市、土浦市、つくば市、龍ヶ崎市の5自治体の交通安全担当課に警察官（警部）を出向させ連携を強化した。

8 企業に対する指導

(1) 安全運転管理者選任事業所に対する指導

安全運転管理者選任事業所（8,692事業所）に対し、茨城県安全運転管理者協議会の機関誌による広報・啓発を実施するとともに、安全運転管理者に対する講習を実施した。

重大交通事故を起こした事業所に対し、公安委員会による資料提出命令を発出し、運転管理の徹底を図った。

(2) 交通事故防止コンクールの実施

ア 第24回茨城県安全運転管理者協議会交通事故防止コンクール

（9月1日～11月30日）

イ 第30回茨城県トラック協会交通事故防止コンクール

（10月1日～11月30日）

(3) 安全運転管理者等未選任事業所一掃活動の実施（7月1日～8月31日）

未選任事業所発見数：161事業所

9 交通死亡事故抑止緊急対策の実施

(1) 「交通死亡事故抑止緊急対策事業実施要綱」に基づき、知事が発令した交通死亡事故多発警報に伴い、広報・啓発活動、街頭活動、交通指導取締りの強化等交通死亡事故抑止緊急対策を講じた。

平成18年中の発令状況

11月9日から11月15日まで（県西）

(2) 薄暮時から夜間にかけてのルート対策の強化

交通事故が多発している警察署に、交通部員を派遣して警察署と連携した取締り及びレッド走行等の街頭活動を実施した。

薄暮時間帯に、白バイの集中運用によるレッド走行等の街頭活動を強化した。

(3) 年末期における交通死亡事故抑止対策の強化

ア 期間

10月1日から12月31日まで

イ 実施内容

- ・ 事故多発路線を重点路線に設定し、レッド走行、駐留警戒等の街頭活動を強化
- ・ 飲酒運転取締り強化期間を設定しての取締り強化
- ・ 自転車の安全利用推進期間（10月中）を設定しての、悪質・迷惑な自転車利用者の違反に対する指導取締りの強化